

(別紙)

1 異議申立てに係る法人文書の名称	
2 異議申立てに係る開示決定等  (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号  (2) 開示決定等をした者  (3) 開示決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日  (2) 異議申立人  (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 法人文書開示決定等通知書] (写し) ③ 異議申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った法人文書 (写し) ⑥ その他参考資料
7 担当課, 担当者名、電話、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の口をチェックすること。  
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(法第5条各号, 第8条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。